

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和6年3月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 03) 第9912号	岡建築	岡 健司	出雲市斐川町神庭1079-5	許可を受ける全ての建設業	令和6年3月1日
2	島根県知事許可 (般 03) 第9489号	アクア設備	久保 誠樹	益田市久々茂町イ648-2	許可を受ける全ての建設業	令和6年3月6日
3	島根県知事許可 (般 03) 第9521号	創電工業(株)	江角 庄平	松江市宍道町西来待676-1	許可を受ける全ての建設業	令和6年3月7日
4	島根県知事許可 (般 02) 第4819号	(有)親共鉄工所	山口 豊	松江市矢田町250-12	許可を受ける全ての建設業	令和6年3月7日
5	島根県知事許可 (般 02) 第9441号	(合)マルテック	杉原 真一	出雲市荒茅町2175-7	許可を受ける全ての建設業	令和6年3月29日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 04) 第9570号	(株)モチダ	持田 林希	出雲市東園町546-5	建、大、屋、夕、内	令和6年3月4日
2	島根県知事許可 (般 01) 第1104号	(有)山根建設	山根 強	出雲市小津町125-1	建、管、園	令和6年3月7日
3	島根県知事許可 (般 01) 第6277号	遠藤(有)	遠藤 幸宏	安来市飯島町504	左、石、屋、管、夕、筋、し、板、ガ、塗、防、絶、園、具	令和6年3月18日
4	島根県知事許可 (般 04) 第9664号	(合)雲州工業	西尾 大祐	出雲市斐川町上直江1020-3	建、大、屋、夕	令和6年3月25日
5	島根県知事許可 (般 04) 第7711号	(有)松原産業	松原 宏晃	雲南市木次町木次788-1	電	令和6年3月28日

※ 上記略字の工事名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「夕」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」カラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業